ITC 調査手続の濫用を制限する法案の再上程

2021 年 9 月 10 日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

9 月 7 日、いわゆるパテントトロール[1]による米国国際貿易委員会（International Trade Commission、ITC）の利用を制限するための法案である Advancing America's Interests Act[2]が米国連邦議会下院に上程された。同様の法案[3]は前回議会でも提出されていた[4]。Suzan DelBene 議員（ワシントン州選出、民主党）と David Schweikert 議員（アリゾナ州選出、共和党）が共同提案人である。

この法案は、関税法第 337 条を改正し、特許ライセンシングのみを事業とする企業等が ITC 調査手続を利用しづらくすることを目的としている。関税法 337 条は、特許権等を侵害する製品等の輸入を禁止しており、ITC における特許権行使の根拠となっている。同条は、調査手続を申し立てるための要件として、特許権等によって保護される製品に関して米国内に産業が存在することを要求している（国内産業要件）が、特許ライセンシングのみを事業とする者であっても、ライセンシーによる活動を当該要件として主張するケースがあり、問題視されてきた。法案は、このように主張できるのは、ライセンシーが申立てに参加した場合であって、特許権等に関する製品が米国内で採用及び開発されるケースに限ることを規定している。

さらに、法案は、ITC が侵害製品の排除命令を出す際には、排除命令は公益に資すると ITC が肯定的に判断することを求めている。

法案の上程を受けて、Amazon、Google、Microsoft などが参加する High Tech Inventors Alliance は、この法案により国際的に行われている不公正な競争から米国経済を守るという ITC のミッションが促進されるとして、早期の成立を期待する旨の声明[5]を出した。

ITC の集計では、いわゆるパテントトロール（ITC の集計中ではカテゴリー2 の NPE）から申立てを受けて実施した調査の件数は 2014 年以降、年間 1～3 件と減少しており、2020 年も合計 3 件と同じ傾向であった。

なお、昨年話題になっていた外国の NPE（アイルランドの Neodron 社）が Amazon、Apple、Microsoft などの多数の企業に対して行った申立ては、2020 年 3 月に調査が開始された後、申立人及び被申立人双方により調査終結の申立てがなされ、2021 年 3 月に調査が終了している。

（以上）

---

[1] 近年では NPE（Non-Practicing Entity）と呼ばれることが多い。
[2] https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5184
[3] https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/8037
[4] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200831.pdf
[5] HTIA Statement on the Introduction of the Advancing America's Interests Act (Sep 7, 2021)